

官民連携地域金融力促進事業について

内閣官房 地域未来戦略本部事務局

内閣府 地方創生推進室

官民連携地域金融力促進事業に関する公表資料

■ 内閣府・令和7年度補正予算の概要（P3から抜粋）

（11）官民連携地域金融力促進事業 88百万円

自治体と地域金融機関が連携し、地域課題の解決を図るためのモデルを検証、確立するため、知見を有する事業者を事務局として選定し、同事務局を通じた伴走支援や必要に応じて成果に応じたインセンティブの付与などを行ながら、**自治体と金融機関が連携して課題解決に取り組む実証事業**を行う。また、こうした取組の成果も踏まえ、自治体と金融機関の連携に資する参考資料を作成する。

■ 地方創生に関する総合戦略（P85から抜粋）

（4）財政・金融による支援 ②地域の課題解決、成長促進のための資金の流れの促進

地域の課題解決、成長促進に向けた民間資金の新たな流れを創るため、地域課題解決への金融機関の主体的な連携・参画を後押しする。そのため、**地方公共団体と金融機関が連携して地域課題の解決に取り組むことを促進する**とともに、金融機関による取組状況を調査し特徴的な取組を表彰・公表するほか、地方創生に資する利子補給制度それぞれの資金ニーズに応じた柔軟な支援等の取組を進める。

（参考）金融庁・地域金融力強化プラン（P10から抜粋）

（2）地域金融機関の官民連携のまちづくりへの参画

地域の課題やニーズ、特色を踏まえたまちづくりを進めていくためには、地方公共団体のみならず民間の知恵や資金も活用していくことが重要である。その際、地域に幅広い顧客ネットワークを有する地域金融機関が積極的に関与していくことを促す。こうした取組も通じて、地域の面的な再生につなげていく。

- ・公有不動産・遊休資産の活用等に係る官民連携プロジェクトへの地域の様々なプレイヤー（商工会議所、建設会社、施設運営会社等）の出資・参画を促していく観点から、その中核として、地域金融機関の参画を促す。具体的には、**内閣府が検討する伴走支援・インセンティブ付与等の取組と連携し、地方公共団体と地域金融機関が連携し公有不動産・遊休資産の活用について協働で取り組むことを支援する**。

官民連携地域金融力促進事業のイメージ

地域課題の解決に向けた民間資金の新たな流れを創出し、地域における投資増大や資金循環の促進を図るため、地域に幅広いネットワークを有する地域金融機関等が地方公共団体と連携して公有不動産・遊休資産の活用に関して検討する事業を後押しするモデル事業を実施するもの。

本モデル事業のイメージ



内閣府
Cabinet Office

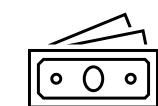
全国事務局（補助事業者）



公有不動産・遊休資産の
活用に係る検討の支援・
コーチング



補助金



成果に応じた
インセンティブ
の付与

地方公共団体



公有不動産
・遊休資産の
活用に係る検討

地域金融機関等
(間接補助事業者)

- ・全国事務局を補助事業者として1先選定。
- ・地域金融機関等と地方公共団体が連携して公有不動産・遊休資産の活用に関して検討する事業を公募。
- ・選定された地域金融機関等（間接補助事業者）に対し、全国事務局は伴走支援を行うとともに成果に応じて補助金を交付。
- ・間接補助事業者への補助金は地方公共団体と予め合意した目標（例：基本構想の策定）を達成した場合に、事業に要した費用に対して交付（上限設定予定）。

(注) 本取組の成果も踏まえた自治体と金融機関の連携に資する参考資料も作成する予定である。

官民連携地域金融力促進事業の問合せ先

- ・ 公有不動産・遊休資産の活用などの地域課題について、当該地域を経営基盤とし幅広いネットワークを有する地域金融機関と連携しながら、課題解決に向けた検討を進めようとする自治体において、活用を検討いただくことを想定した事業です。
- ・ 本事業について、地方創生のウェブサイト（<https://www.chisou.go.jp/sousei/index.html>）の『新着情報』に、今後情報を掲載してまいります。

（問い合わせ先）

内閣府 地方創生推進室 西内・白髭・廣瀬・山下
電話番号：03（6257）1412